

鳥取県版企業BCPロゴマーク取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県版企業BCPロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 ロゴマークの形状及び色は、別表1に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 修了事業者 鳥取県版企業BCP（企業の自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画であって、商工労働部商工政策課長（以下「商工政策課長」という。）が定めたモデル（令和7年4月1日以降に施行されたものに限る。）を標準とするものをいう。以下同じ。）を策定した事業者であって、鳥取県BCP策定ワークショップ修了証交付要領（平成26年10月27日付商工政策課長通知第2021400118474号）第6条の規定により鳥取県BCP策定ワークショップ修了証の交付を受けたものをいう。
- (2) 策定事業者 鳥取県版企業BCPモデルでBCPを策定した事業者（修了事業者を除く。）をいう。
- (3) 連携事業者 鳥取県と連携して鳥取県版企業BCPの普及啓発を推進する企業又は団体をいう。

(使用の目的)

第3条 次号に掲げる事業者は、当該各号に定める目的のため、ロゴマークを使用することができる。

- (1) 修了事業者及び策定事業者 ホームページ、名刺又は広報制作物に表示して、自社のBCPの取組の広報を行う目的
- (2) 連携事業者 鳥取県版企業BCPに関する施策を周知する目的

(使用の条件)

第4条 ロゴマークの使用は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものでなければならない。

- (1) デザインの縦横比率の変更その他ロゴマークデザインを改変するものでないこと。
- (2) 法令や公序良俗に反するものでないこと。
- (3) 特定の政治又は思想若しくは宗教の活動のためのものでないこと。
- (4) 県のイメージや品位をおとしめるものでないこと。

(策定事業者による使用)

第5条 策定事業者は、ロゴマークを使用しようとするときは、あらかじめ商工政策課長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする策定事業者は、様式第1号による鳥取県版企業BCPロゴマーク使用申請書（以下「申請書」という。）を商工政策課長に提出しなければならない。
- 3 商工政策課長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容について別表2の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める判定基準により審査し、その結果を様式第2号による鳥取県版企業BCP使用（承認・不承認）書により申請者に通知するものとする。

4 商工政策課長は、前項の審査の結果承認の通知をする場合には、ロゴマークの使用に関して必要な条件を付することができものとする。

(使用に係る経費負担)

第6条 ロゴマークの使用料は無料とする。ただし、ホームページ、名刺又は広報制作物にロゴマークを表示するための製作費その他の費用は、ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）の負担とする。

(使用者の責任)

第7条 ロゴマークの使用は、使用者の責任で行うものとし、それにより生じたあらゆる損害及び不利益について、県は一切の責任を負わないものとする。

(使用の禁止)

第8条 次のいずれかに該当するとき、商工政策課長は使用者に対し、ロゴマークの使用中止を指示することができるものとする。

(1) 第4条各号に掲げる条件及び第5条第4項の規定により付された条件に違反したとき

(2) その他、ロゴマークを使用することが適切でないと県が認めたとき

2 前項による使用中止の指示を受けた使用者が、当該指示に従わない場合には、県はその事実を公表することができる。

附 則

この取扱要領は、令和7年8月22日から施行する。

別表 1 （第 1 条関係）

1	2	3	4
			

備考

- 1 県が提供するデータを用い、正確に表示するものとする。
- 2 サイズは原則自由とし、縦横比率及びデザイン構成は変えないこと。

別表 2（第 5 条第 3 項関係）

項 目	判定基準 (判定にあたっては鳥取県版企業 BCP モデルと比較すること)
1 基本事項	
1.1 企業概要および計画の対象	・企業概要及び対象とする事業が明記されている。 ・「根拠資料 1：対象事業選定」を用いて、中核事業が選定されている（小規模で単一の事業しか行っていないなど、対象事業が明確な場合は省略も可能）。
1.2 目的および事業継続方針	・①従業員・家族の視点、②取引先の視点、③自社の経営および成長の視点、④地域の視点により事業継続方針が定められている。
1.3 対象とする非常事態	・「根拠資料 2：対象とする非常事態の評価」を用いて、対象とする非常事態が選定されている。 ・「根拠資料 3：自然災害リスクの分析」を用いて、自然災害リスクの分析がされている。
2 事業継続戦略	
2.1 重要業務毎の事業継続戦略	・重要業務とその目標復旧時間が設定されている。 ・「根拠資料 4：中核事業の業務構造分析」を用いて、重要業務が選定されている。 ・「根拠資料 5：連携・代替事業者の選定」を用いて、非常時に協力が得られる事業者を選定している。
2.2 リソース不足時・使用不可時の対応方法	・重要業務実施に必要なリソースが不足となった場合の対応方法が明記されている。
3 事業継続計画	
3.1 事業継続対応のフロー図	・事業継続対応のフロー図が作成されている。
3.2 非常事態発生時の初動対応	・①安全確保、②災害対策本部の立ち上げ、③安否確認、④調査・情報収集、⑤BCP の発動の具体的な内容が明記されている。 ・「別紙 1：非常事態発生時の初動対応（詳細）」が作成されている。
3.3 重要業務復旧対応	・災害対策本部の役割、責任者及び実施内容が明記されている。 ・「現地復旧対応」、「現地復旧対応では目標復旧時間内での復旧が困難と判断した場合」、「代替復旧対応」について必要な対応が明記されている。
3.4 風水害発生時のタイムライン	・「別紙 2：風水害発生時のタイムライン」が作成されている。
3.5 新型感染症発生時の対応計画（任意項目）	・「1.3 対象とする非常事態」において、新型感染症発生を対象としている場合に当該項目を作成している。 ・事業別の優先度、事業継続戦略が明記されている。 ・感染状況に応じた実施内容が明記されている。 ・プレスリリーステンプレートが作成されている。
4 対策実施計画	・事業継続戦略、復旧計画を実施するために必要となる事前対策が明記されている。
5 運用管理計画	
5.1 文書管理	・管理部署、文書管理責任者、保管方法、更新方法が明記されている。
5.2 教育	・実施責任者、実施時期、実施内容が明記されている。
5.3 訓練・演習	・実施責任者、実施方法が明記されている。

鳥取県版企業BCPロゴマーク使用申請書

令和 年 月 日

鳥取県商工労働部商工政策課長 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名

鳥取県版企業BCPロゴマーク取扱要領（令和7年8月22日付第202500119907号鳥取県商工労働部商工政策課長通知。以下「要領」という。）第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、要領の規定を遵守します。

記

BCP策定完了年月日	令和 年 月 日
使 用 目 的	

【添付書類】

- ・策定したBCP

第 号
令和 年 月 日

様

鳥取県商工労働部商工政策課長
(公 印 省 略)

鳥取県版企業BCP使用(承認・不承認)書

令和 年 月 日付けで申請のあった鳥取県版企業BCPロゴマーク使用申請書については、鳥取県版企業BCPロゴマーク取扱要領（令和7年8月22日付第202500119907号鳥取県商工労働部商工政策課長通知。以下「要領」という。）第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 ロゴマーク使用の可否
(承認・不承認)
- 2 使用条件
- 3 注意事項
使用に関する取扱要領を遵守すること。